は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。）又は重加算税（次条第三項において「無申告加算税等」という。）を課されたことがあるときは、第一項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十二条の四第一項中「同条第四項の規定の適用がある」を「修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「又は同条第四項若しくは第五項」を「若しくは同条第六項」に改め、「ある場合」の下に「又は期限後特例申告書の提出若しくは同条第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「同条第一項各号」を「同項各号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定に該当する場合において、前二項の規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税等を課されたことがあるときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十三条第二項中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項第一号中「の規定により課される」を「若しくは第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）の」に、「第十二条第八項」を「第十二条第九項（延滞税）」に改め、同条第三項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第六項中「こえる」を「超える」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第十四条の二第二項中「又は第二項（申告納税方式による国税の」を「、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）に、「規定によるもの」を「重加算税」に、「同条第三項各号列記以外の部分」を「同条第三項本文」に、「日）」を「日。以下この項において「法定納期限」という。）」と、同項ただし書中「国税」とあるのは「関税」に改める。

第三十条第一項第四号中「（平成十四年法律第九十九号）」を削り、同項第五号中「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の規定による輸出申告」を「第六十七条の三第一項後段（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告」に改める。

第四十三条の三第三項中「手続）」の下に「、第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）」を加える。

第四十三条の四に次の一項を加える。

2　第六十八条の二（貨物の検査に係る権限の委任）の規定は、前項の検査について準用する。

第四十七条第三項中「承継した法人」の下に「、許可を受けていた者がその業務を譲り渡した場合においては当該業務を譲り受けた者」を加える。

第四十八条の二第四項中「又は分割」を「若しくは分割」に改め、「場合」の下に「又は保税蔵置場の許可を受けた者がその業務を譲り渡した場合」を「承継した法人」の下に「又は当該業務を譲り受けた者」を加え、「又は当該分割をした法人」を「若しくは当該分割をした法人又は当該業務を譲り渡した者」に改め、同条第五項中「（許可の要件）」を削る。

第六十二条の七中「公告」を「許可」に、「保税蔵置場の許可」を「許可」に改め、「要件）」の下に「、第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）、第四十三条の四第二項（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）」を加え、「保税蔵置場の貨物」を「貨物」に改め、「保税工場についての」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四十三条の三第三項中「第六十七条の二」とあるのは「第六十七条の二第一項」と、「、第一項」とあるのは「、第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」と、第四十三条の四第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」と読み替えるものとする。

第六十二条の十五中「の期間及び公告」、「保税蔵置場に」、「の延長」及び「及びその申請」を削り、「納付義務」を「納付義務等」に、「についての報告義務」を「の簡易手続」に、「（総合保税地域の許可）」と、「」を「」と、「」に、「総合保税地域）において準用する前項ただし書」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する前項ただし書」に、「第六十二条の九（総合保税地域に」を「第六十二条の九（」に、「前項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に」を「前項」とあるのは「第六十二条の十（」に、「第一項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」を「、第一項」とあるのは「、第六十二条の十」に、「第四十三条の四中」を「第四十三条の四第一項中」に、「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に」を「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十（」に、「総合保税地域）において準用する第四十七条第一項第一号」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する第四十七条第一項第一号」に改め、「（許可の要件）」を削り、「第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域」を「第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」に、「（総合保税地域）において準用する第一項又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、「」を「において準用する第一項又は第六十二条の五」と、「」に改める。

第六十三条の二第一項中「第六十三条の七第一項第二号ロ」を「第六十三条の七第一項第三号ロ」に改める。

第六十三条の七第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定保税運送者が死亡した場合で、第六十三条の八の二（許可の承継についての規定の準用）において準用する第四十八条の二第二項（許可の承継）の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

第六十三条の八の次に次の一条を加える。

（許可の承継についての規定の準用）

第六十三条の八の二　第四十八条の二（許可の承継）の規定は、特定保税運送者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七条の二第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　前項の規定による承認を受けた場合

第六十七条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　外国貿易船（これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。）に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることが必要な貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告又は輸入申告をすることができる。

第六十七条の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する」を「政令で定めるところにより、いずれかの」に改め、「輸出申告」の下に「（政令で定める貨物に係るものを除く。）」を、「第二号に掲げる者」の下に「が特定委託輸出申告（保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき当該者が行う輸出申告をいう。第四項及び第七十九条の四第三項（認定の失効）において同じ。）を行うとき」を加え、同項第一号中「この節において」を削り、同項第二号中「第六項、」を削り、同項第三号中「第四項」を「次項」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「（保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「同項の規定の適用を受けて輸出申告」を「特定輸出申告（保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとす